

総合口座取引規定の改定のお知らせ

令和4年6月
兵庫信用金庫

当金庫では、令和4年9月20日より、総合口座取引規定を改定いたします。
総合口座における当座貸越限度額の算出方法を変更いたします。

●総合口座取引規定（新旧対比表）

改定後	改定前
<p>9.（当座貸越）</p> <p>(1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。</p> <p>(2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」という。）は、この取引の定期預金の合計額の90%または200万円のうちいずれか少ない金額とします。</p> <p>(3) 略</p>	<p>9.（当座貸越）</p> <p>(1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。</p> <p>(2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」という。）は、この取引の定期預金の合計額の90%（<u>1,000円未満は切捨てます。</u>）または200万円のうちいずれか少ない金額とします。</p> <p>(3) 略</p>